

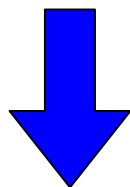
奨学金返還促進策について(サマリ)
～在学中の奨学生への効果的な返還指導・教育～

2010年3月10日

返還促進策の一環として 在学中の奨学生への指導・教育の必要性

- ・「返還開始後経過期間の浅い返還者」が延滞に陥りやすい傾向があるため、返還初期段階の滞納者を減らす対策を講じることが、返還促進策として効果的である。
- ・奨学生の中には、奨学金の制度趣旨を正しく理解していない者や自己の債務であることの認識が乏しい者が一定数存在する。
- ・個人信用情報機関への登録されることのデメリットが周知徹底されていない状況がある。現時点の制度では、滞納した場合に個人信用情報機関に情報が提供されることで、事実上、多重債務者化を防止する効果に止まる。

返還前の段階から



指導・教育の実施

- 返還前から奨学生に対して返還の指導・教育を適切に行うことで、返還意識を涵養し、滞納した場合のデメリットを正しく理解させ、返還初期段階の滞納者を減らす返還促進効果が期待できる。
- 返せない場合の返還猶予制度の事前の周知を図り、適切に猶予制度が利用されることで、本来、猶予制度の利用が可能な層を滞納者から外すことが可能となる。
- 個人信用情報機関登録のデメリットを予め正しく理解させることで、「返せるが返さない」層が自発的に返還することに繋がり、返還促進効果が向上する。

返還指導・教育の主体、時期及び内容等について

【指導・教育の主体】

- 返還促進効果を上げるためには、全ての学校において指導・教育を実施するのが望ましい。
- 機構側で作成した説明ビデオ等を提供し、学校の中で当該ビデオの視聴による指導・教育を行う。
但し、法的な内容を含むうえ、機構以外の外部者の方が奨学生にとって返還意識の改善効果が高いため、弁護士等、法律実務家が直接内容を説明する形態を取るのがよいと思われる。

【時期】

時期としては、奨学生の資格の有無を認定する「適格認定時」に、ビデオを視聴させる。

【奨学生への事実上の義務付け】

ビデオの内容について、理解度を確認するチェックシートを適格認定時の提出資料とすることで、奨学生にビデオの視聴を事実上、義務付けさせる。

【内容（概要）】

- 奨学金制度の基本的な仕組み
- 返還義務のある借入金であるという奨学金の法的性質
- 個人信用情報機関への登録の意味・効果
- 多重債務者化した場合の問題点
- 滞納した場合の法的措置について（手続の流れ、裁判手続）
- 支払えない場合の救済措置（返還猶予制度等）の説明、等

返還指導・教育の主体、時期及び内容等について

【費用負担】

- 奨学金制度により進学が可能となった奨学生から授業料を得ている 高校・大学等の教育機関にも一定の費用負担を求める。
- ビデオの内容については、定期的に見直す必要があるため、大学・高校等から年間使用料という形で毎年徴収し、改定されたら新しいビデオを配布する形式が考えられる。

本返還促進策を採るメリット

- 返還義務意識を高めることは、「返せるけれど返さない」層の自主的・自発的返還を促進することとなり、**返還促進効果が極めて高い。**
- 返還猶予制度の周知が図られることとなり、「収入面等で返還が困難な」層の返還猶予制度の利用を促して、**新たな滞納者の発生を抑制・減少させることとなり、現在及び将来の債権管理回収コストの引下げ効果が極めて高い。**
- 在学中の適格認定制度の仕組みを利用して事実上、義務付けることで、確実に奨学生に指導することが可能となり、**返還指導・返還促進効果が極めて高い。**
- 本返還促進策は、全ての学校・奨学生に対して等しく実施することが可能で、**返還指導・返還促進効果が極めて高い。**
- 督促状等、文書の送付と異なり、事実上の義務付けにより確実に返還指導ができ、**費用対効果が極めて高い。**
- ビデオ、インターネット等を利用し、システムを一度構築すれば、機構及び学校における人件費等のコスト、事務処理にかかる労力も最小限ですみ、**少ないコスト・少ない労力で確実に返還指導を実施し、高い返還促進効果が得られる。**
- 広く浅く費用を徴収する年間利用料の形態を取ることで、学校・機構**双方のコストを下げ**、ビデオ内容の改定を行うことも容易となる。